

株式会社サンリオに対する勧告について

平成30年12月12日
公正取引委員会

公正取引委員会は、株式会社サンリオ（以下「サンリオ」という。）に対し調査を行ってきたところ、下請代金支払遅延等防止法（以下「下請法」という。）第4条第1項第4号（返品禁止）及び同条第2項第3号（不当な経済上の利益の提供要請の禁止）の規定に違反する行為が認められたので、本日、下請法第7条第2項及び第3項の規定に基づき、同社に対し勧告を行った。

1 違反行為者の概要

法人番号	5010701003956
名称	株式会社サンリオ
本店所在地	東京都品川区大崎一丁目6番1号
代表者	代表取締役 辻 信太郎
事業の概要	キャラクター商品の企画、製造販売等
資本金	100億円

2 違反事実の概要

(1) サンリオは、資本金の額が3億円以下の法人たる事業者に対し、消費者及び小売業者に販売するキャラクター商品の製造を委託している（これらの事業者を以下「下請事業者」という。）。

(2)ア サンリオは、下請事業者から商品を受領した後、平成28年6月から平成29年11月までの間、下請事業者の責めに帰すべき理由がないのに、受領後6か月を経過した商品を引き取らせていた^(注)。返品した商品の下請代金相当額は、1067万5727円及び4317.10ドル（参考：それぞれの違反行為時点のレートで円換算すると50万2434円）である（下請事業者14名）。

(注) ①商品に変色等が発見されたため、②一部の商品に不具合があったことなどから在庫商品全てを検品させるため、それぞれ返品を行ったが、いずれも受領後返品までに6か月を経過していた。受領後6か月経過後は、商品に瑕疵を発見した場合であっても返品は認められない。

問い合わせ先	公正取引委員会事務総局経済取引局取引部下請取引調査室 電話 03-3581-3374（直通）
ホームページ	https://www.jftc.go.jp/

イ サンリオは、下請事業者に対し、平成28年7月から平成30年8月までの間、納品する商品と同一の商品をサンプルとして無償で提供させることにより、当該下請事業者の利益を不当に害していた。無償で提供させていた商品の対価は、574万3335円及び9970.08ドル（参考：それぞれの違反行為時点のレートで円換算すると118万3435円）である（下請事業者175名）。

- (3) 本件について、サンリオは、下請事業者に対し、次の対応を採っている。
- ア 前記(2)アの行為について、平成28年6月から平成29年10月までの間、返品後再び引き取ることができる商品を再び引き取り、その商品の下請代金相当額を支払っている。また、平成30年8月16日及び同年10月16日、返品後再び引き取ることができない商品の下請代金相当額を支払っている。
- イ 前記(2)イの行為について、平成30年10月16日、サンプルとして無償で提供させていた商品の対価を支払っている。

3 勧告の概要

- (1) サンリオは、次の事項を取締役会の決議により確認すること。
- ア 前記2(2)アの行為が下請法第4条第1項第4号の規定に違反するものであること。
- イ 前記2(2)イの行為が下請法第4条第2項第3号の規定に違反するものであること。
- ウ 今後、前記各号の規定に違反する行為を行わないこと。
- (2) サンリオは、今後、下請法第4条第1項第4号及び同条第2項第3号の規定に違反する行為を行うことがないように、自社の発注担当者に対する下請法の研修を行うなど社内体制の整備のために必要な措置を講じること。
- (3) サンリオは、次の事項を自社の役員及び従業員に周知徹底すること。
- ア 前記(1)及び(2)に基づいて採った措置の内容
- イ 前記2(3)の対応を採ったこと。
- (4) サンリオは、次の事項を取引先下請事業者に通知すること。
- ア 前記(1)から(3)までに基づいて採った措置の内容
- イ 前記2(3)の対応を採ったこと。
- (5) サンリオは、前記(1)から(4)までに基づいて採った措置について、速やかに公正取引委員会に報告すること。



(株)サンリオ（親事業者）

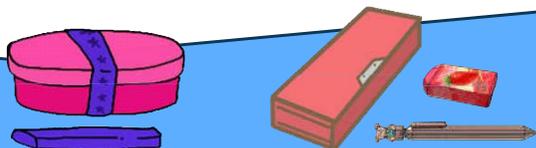
（キャラクター商品の企画，製造販売等）

下請事業者（176名）

下請取引の内容

消費者及び小売業者に販売するキャラクター商品の製造委託

違反行為の概要



- ① 約1067万円及び約4317ドル（約50万円）の商品を，受領後6か月を経過して下請事業者に返品（注1）した（14名）
- ② 約574万円及び約9970ドル（約118万円）に相当する商品を，サンプルとして下請事業者に無償で提供（注2）させた（175名）

※ サンリオは，下請事業者に対し，返品した商品の下請代金相当額及び無償で提供させていた商品の対価を支払っている。



勧告内容

- 次の事項を取締役会の決議で確認すること
 - ・ 今後，返品を行わないこと
 - ・ 今後，不当な経済上の利益を提供させないこと
- 下請法の遵守体制を整備すること

など

（注1） 返品

下請法は，下請事業者に責任がないのに，発注した物品等を受領後に返品することを禁止している。受入検査を行っていないのに不良品が見つかったとして返品することや，直ちに発見できない瑕疵であっても受領後6か月を超えて返品することは，禁止されている。

（注2） 不当な経済上の利益の提供要請

下請法は，親事業者が自社のために，下請事業者に金銭や役務，その他の経済上の利益を提供させることによって，下請事業者の利益を不当に害することを禁止している。

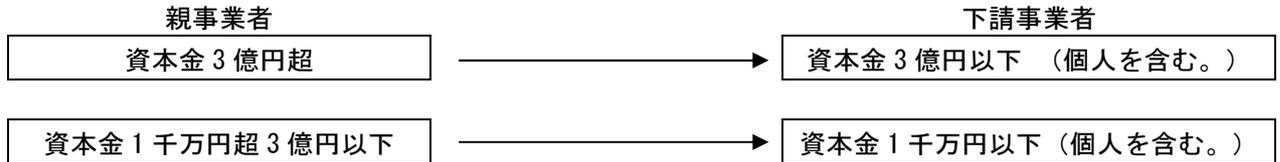
2 下請法の概要

○ 目的（第1条）

下請取引の公正化・下請事業者の利益保護

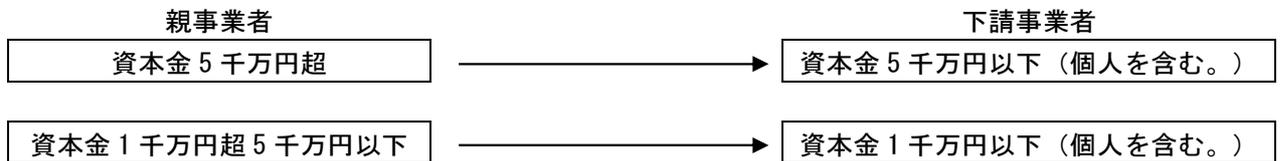
○ 親事業者、下請事業者の定義（第2条第1項～第8項）

a. 物品の製造・修理委託及び政令で定める情報成果物作成・役務提供委託



※ 政令で定める情報成果物作成委託…プログラム
政令で定める役務提供委託…運送，物品の倉庫における保管，情報処理

b. 情報成果物作成・役務提供委託（政令で定めるものを除く。）



○ 親事業者の義務（第2条の2，第3条，第4条の2，第5条）及び禁止事項（第4条第1項，第2項）

a. 義務

- (7) 書面の交付義務（第3条）
- (イ) 書類の作成・保存義務（第5条）
- (ウ) 下請代金の支払期日を定める義務（第2条の2）
- (エ) 遅延利息の支払義務（第4条の2）

b. 禁止事項

- (7) 受領拒否の禁止（第4条第1項第1号）
- (イ) 下請代金の支払遅延の禁止（第4条第1項第2号）
- (ウ) 下請代金の減額の禁止（第4条第1項第3号）
- (エ) 返品禁止（第4条第1項第4号）
- (オ) 買ったたきの禁止（第4条第1項第5号）
- (カ) 購入・利用強制の禁止（第4条第1項第6号）
- (キ) 報復措置の禁止（第4条第1項第7号）
- (ク) 有償支給原材料等の対価の早期決済の禁止（第4条第2項第1号）
- (ケ) 割引困難な手形の交付の禁止（第4条第2項第2号）
- (コ) 不当な経済上の利益の提供要請の禁止（第4条第2項第3号）
- (セ) 不当な給付内容の変更・やり直しの禁止（第4条第2項第4号）

3 参照条文等

○ 下請代金支払遅延等防止法（抄）

（昭和三十一年法律第二百十号）

（定義）

第二条 この法律で「製造委託」とは、事業者が業として行う販売若しくは業として請け負う製造（加工を含む。以下同じ。）の目的物たる物品若しくはその半製品、部品、附属品若しくは原材料若しくはこれらの製造に用いる金型又は業として行う物品の修理に必要な部品若しくは原材料の製造を他の事業者に委託すること及び事業者がその使用し又は消費する物品の製造を業として行う場合にその物品若しくはその半製品、部品、附属品若しくは原材料又はこれらの製造に用いる金型の製造を他の事業者に委託することをいう。

2～6 （略）

7 この法律で「親事業者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

- 一 資本金の額又は出資の総額が三億円を超える法人たる事業者（政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和二十四年法律第二百五十六号）第十四条に規定する者を除く。）であつて、個人又は資本金の額若しくは出資の総額が三億円以下の法人たる事業者に対し製造委託等（情報成果物作成委託及び役務提供委託にあつては、それぞれ政令で定める情報成果物及び役務に係るものに限る。次号並びに次項第一号及び第二号において同じ。）をするもの

二～四 （略）

8 この法律で「下請事業者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

- 一 個人又は資本金の額若しくは出資の総額が三億円以下の法人たる事業者であつて、前項第一号に規定する親事業者から製造委託等を受けるもの

二～四 （略）

9～10 （略）

（親事業者の遵守事項）

第四条 親事業者は、下請事業者に対し製造委託等をした場合は、次の各号（役務提供委託をした場合にあつては、第一号及び第四号を除く。）に掲げる行為をしてはならない。

一～三 （略）

- 四 下請事業者の責に帰すべき理由がないのに、下請事業者の給付を受領した後、下請事業者にその給付に係る物を引き取らせること。

五～七 （略）

2 親事業者は、下請事業者に対し製造委託等をした場合は、次の各号（役務提供委託をした場合にあつては、第一号を除く。）に掲げる行為をすることによつて、下請事業者の利益を不当に害してはならない。

一、二 （略）

- 三 自己のために金銭、役務その他の経済上の利益を提供させること。

四 （略）

（勧告）

第七条 （略）

2 公正取引委員会は、親事業者が第四条第一項第三号から第六号までに掲げる行為をしたと認めるときは、その親事業者に対し、速やかにその減じた額を支払い、その下請事業者の給付に係る物を再び引き取り、その下請代金の額を引き上げ、又はその購入させた物を引き取るべきことその他必要な措置をとるべきこ

とを勧告するものとする。

- 3 公正取引委員会は、親事業者について第四条第二項各号のいずれかに該当する事実があると認めるときは、その親事業者に対し、速やかにその下請事業者の利益を保護するため必要な措置をとるべきことを勧告するものとする。

○ 下請代金支払遅延等防止法に関する運用基準（抄）

（平成十五年公正取引委員会事務総長通達第十八号）

4 返品

- (1) 法第4条第1項第4号で禁止されている返品とは、「下請事業者の責に帰すべき理由がないのに、下請事業者の給付を受領した後、下請事業者にその給付に係る物を引き取らせること」である。
- (2) 「下請事業者の責に帰すべき理由」があるとして、下請事業者の給付を受領した後に下請事業者にその給付に係る物を引き取らせることが認められるのは、下請事業者の給付の内容が3条書面に明記された委託内容と異なる場合若しくは下請事業者の給付に瑕疵等がある場合において、当該給付を受領後速やかに引き取らせる場合又は給付に係る検査をロット単位の抜取りの方法により行っている継続的な下請取引の場合において当該給付受領後の当該給付に係る下請代金の最初の支払時まで引き取らせる場合に限られる。

（中略）

なお、次のような場合には委託内容と異なること又は瑕疵等があることを理由として下請事業者にその給付に係るものを引き取らせることは認められない。

ア～ウ （略）

エ 委託内容と異なること又は瑕疵等のあることを直ちに発見することができない給付であっても、受領後6か月（下請事業者の給付を使用した親事業者の製品について一般消費者に対し6か月を超える保証期間を定めている場合においては、それに応じて最長1年）を経過した場合

オ、カ （略）